

美濃加茂市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定によりその結果及び意見の内容を別紙のとおり公表する。

令和8年2月27日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則  
同 高 井 実 枝

## 令和7年度 財政援助団体等監査の結果報告書

- 1 監査の種類 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査
- 2 監査の対象
  - (1) 対象団体 美濃加茂商工会議所
  - (2) 所管部署 産業振興部商工観光課
- 3 監査の実施日
  - (1) 事前書面監査 令和8年1月20日(火)～同年2月2日(月)
  - (2) 対面監査 令和8年2月3日(火)
- 4 監査の実施場所  
監査委員事務局、美濃加茂商工会議所(商工会館)
- 5 監査の方法  
対象団体及び所管部署に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、美濃加茂市監査基準(令和2年美濃加茂市監査委員告示第1号)に準拠し書面及び現地調査を行い、必要に応じ所管部署職員及び対象団体からの説明を聴取し、監査を実施した。
- 6 監査の着眼点

### 【所管部局関係】

- (1) 補助金を支給する目的及びその根拠はなにか。
  - ・事業執行目的の補助金が、商工会議所への運営補助金となっていないか。
  - ・企業者支援事業補助金を、委託業務ではなく、補助金として執行する意図は何か。補助対象経費の10分の10を補助する補助事業を商工会議所に補助金として支出する必要性はあるか
- (2) 補助金の算定、交付時期及び手続きは適正に行われているか。
  - ・補助事業の申請書類は、明確な根拠書類が整えられているか。
  - ・補助金の実績報告書は、正確に整理され、書類検査が適切に行われているか。
- (3) 補助金の効果の確認方法及びその分析は行われているか。

### 【交付団体関係】

- (1) 補助金対象事業の目的を効果的に達成しているか。
- (2) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (3) 補助金に係る収支の会計経理は適切に行われているか。
  - ・経理簿、預金通帳などの会計処理が適切か。
- (4) 事業に係る帳簿、証拠書類等は確実に整理されているか。
  - ・補助事業の申請書類は、明確な根拠書類が整えられているか。
  - ・補助金の実績報告書は、正確に整理されているか。

## 7 監査確認事項

### (1) 美濃加茂商工会議所の概要

- ① 会頭 則竹 晃司
- ② 設立 平成4年4月1日
- ③ 会員数 1,478 (令和7年3月31日現在)

### (2) 美濃加茂商工会議所の目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的とする。

### (3) 補助金等（交付金）の概要

#### ① 商店街空き店舗活用事業補助金

美濃加茂商工会議所が実施する空き店舗活用事業に対し、美濃加茂市商店街空き店舗活用事業補助金を交付することにより、補助対象区域の商店街への新たな出店を促進し、当該商店街の活性化と市民生活の利便性の向上を図ることを目的とする。

<補助対象経費>

補助対象区域の空き店舗において、地域の活性化又は商店街への集客に寄与する施設を新たに店舗しようとする小規模事業者に対し、会議所が当該施設の土地又は建物の賃借料

<補助金の額>

1月当たりの補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない方の額を補助対象期間の月数を乗じて得た額

#### ② まちづくりセンター家賃補助金 ①

<補助対象経費>まちづくりセンターの家賃補助に要する経費

<補助額の上限> 1,300,000円

<補助率>補助対象経費の10/10

#### ④ 小規模事業経営改善普及事業補助金

<補助対象経費>小規模事業者経営又は技術の発達の事業に要する経費

<補助額の上限> 10,760,000円

<補助率>補助対象経費の8/10以内の額を限度とする。

#### ⑤ 小規模事業一般普及事業補助金

<補助対象経費>小規模事業者を支援するために要する経費

<補助額の上限> 2,000,000円

<補助率>補助対象経費の4/10以内の額を限度とする。

#### ⑥ 青年部・女性会対策事業補助金

<補助対象経費>青年部・女性会の活動を支援するために要する経費

<補助額の上限> 500,000円

<補助率>補助対象経費の8/10以内の額を限度とする。

⑦ 企業者支援事業補助金

美濃加茂商工会議所が行う住宅工事等補助金事業及び小規模企業者事業所等整備補助金事業に必要な事務及び補助金の経費に対し、美濃加茂市企業者支援事業補助金を交付することにより、市内の多岐にわたる業種の事業の振興及び活性化を図ることを目的とする。

【住宅工事等補助金事業】

＜補助対象経費＞

市民が市内施工業者に依頼して行う住宅工事に対して、会議所が事業対象者に補助金を交付する経費。

＜補助金の額＞

対象となる工事に要する費用の額に5分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度額とする。

【事業所等整備補助金事業】

＜補助対象経費＞

市内の小規模企業者又は市内において新たに創業しようとする者が、市内施工業者に依頼して行う事業所等整備に対して、会議所が事業対象者に補助金を交付する経費

＜補助金の額＞

対象となる整備に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額、備品の購入については、対象となる備品の購入に要する費用の額に3分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度額とする。ただし、特定創業の場合に限り、整備については、対象となる整備に要する費用の額に3分の2を乗じて得た額、備品の購入については、対象となる備品の購入に要する費用の額に3分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度額とする。

《事業に必要な事務の経費》

＜補助額の上限＞ 3,000,000円

＜補助率＞ 交付した補助金の経費の10分の1以内の額。

《事業に必要な補助金の経費》

＜補助額の上限＞ 30,000,000円

＜補助率＞ 交付した補助金の経費の10分の10以内の額。

#### (4) 補助金等（交付金）の実績

単位円

補助金等名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
空き店舗活用事業補助金	330,000	582,000	690,000
まちづくりセンター家賃補助金	1,260,000	1,260,000	1,260,000
小規模事業経営改善普及事業補助金	9,760,000	9,760,000	10,760,000
小規模事業一般普及事業補助金	1,780,000	1,780,000	2,000,000
青年部・女性会対策事業補助金	490,000	490,000	500,000
企業者支援事業補助金	-	-	8,173,000
合計	13,620,000	13,872,000	23,383,000

#### 8 監査結果

産業振興部商工観光課から、美濃加茂商工会議所に対して交付されている補助金について、書面監査及び対面監査を実施した結果、補助金の目的を理解した上で、執行されていると認められた。

ただし、事務処理等について、以下のとおり、改善すべき点が認められたので、是正されるよう指導されたい。

- (1) 小規模事業経営改善普及事業補助金及び小規模事業一般普及事業補助金、青年部・女性会対策事業補助金については、補助金交付申請にあたって、補助対象経費が明確に表示されるよう、各補助金の補助対象経費の明細及び整理表を作成されたい。加えて、対象経費が他補助金の対象として重複していないことが明らかになるように資料作成されたい。

また、補助事業完了後の実績報告にあっても、補助金申請時と同様に補助対象経費が明確に表示されるよう、各補助金の補助対象経費の明細及び整理表を作成されたい。加えて、対象経費が他補助金の対象として重複していないことが明らかになるように資料作成されたい。

- (2) 企業者支援事業補助金について、特に実績報告にあたって、事業に必要な補助金の経費の補助対象経費の明細は、もとより、事業に必要な事務の経費の補助対象経費については、単に「交付した補助金の経費の10分の1」を請求することに留まらず、事務の経費の実績の明細が明らかになるよう資料作成されたい。加えて、その事務経費の実績は、他補助金の対象として重複していない

いことが明らかになるように資料作成されたい。

## 9 監査委員の提言

当面、市の商工業振興の政策として、現状の補助金交付要綱に則って事業を実施する場合は、補助金の概算払い請求によって、市から商工会議所に補助金が支払われる金額については、予算額の大半を年度当初に前払いするのではなく、市民及び市内法人に支払われる補助金の財源が商工会議所に留保される期間ができるだけ短くなるような方法によって、概算払いを実施されたい。

ただし、企業者支援事業補助金は、住宅工事等補助金事業は市民へ、事業所等整備補助金事業は、市内法人への補助金を交付する事業であるが、市が交付する補助金を商工会議所へ一旦支払いを行ってから、同額を商工会議所から市民及び市内法人へ支払うことは、効果的な手続きとは言えず、再考が必要である。

商工会議所は、組織の性質上、市民及び市内法人への補助金を市に代わって一時的に肩代わりする財源を保有していない。そこで、市からの補助金の概算払いを請求して、一定の財源を留保することとなっている。

この業務は、その内容としては、委託業務として、市が外部に委託することが適当である。しかし、補助金の支払いを含めて委託業務で実施する場合は、受託者が業務を終了するまで、補助金を肩代わりする必要がある。

以上のことから、市役所の業務の効率化や事務削減の観点において、補助金申請の受付事務や申請支援等の事務のみを外部に委託し、補助金の支払い事務は市が行い、市民や市内法人に振り込むことが適切ではないか。

については、事業の執行方法について、多方面の観点から、今後の検討課題とされたい。